

(別表)

居宅訪問型保育事業者が実施する居宅訪問型保育基礎研修に係る講師基準

科目	講師基準
居宅訪問型保育の概要	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。）</p> <p>(2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、東京都ベビーシッター利用支援事業において、保育士又は家庭的保育者として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者</p> <p>(3) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者</p> <p>(4) その他当該科目に精通している者</p>
乳幼児の生活と遊び	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。）</p> <p>(2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、東京都ベビーシッター利用支援事業において、保育士又は家庭的保育者として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者</p> <p>(3) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者</p> <p>(4) その他当該科目に精通している者</p>
乳幼児の発達と心理	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。）</p> <p>(2) 当該科目に関する十分な知識及び経験を有する臨床心理士、臨床発達心理士</p> <p>(3) 児童相談所、発達障害児（者）支援センター、子供家庭支援センター、保健センター等で3年以上、発達相談対応に係る勤務経験があり、かつ、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験のある者</p> <p>(4) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者</p> <p>(5) その他当該科目に精通している者</p>
乳幼児の食事と栄養	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。）</p> <p>(2) 認可保育所、認定こども園、認証保育所、幼稚園、小学校で栄養管理業務に3年以上従事している栄養士又は管理栄養士であって、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者</p> <p>(3) 当該科目に関する十分な知識及び経験を有する医師、看護師、保健師</p> <p>(4) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者</p> <p>(5) その他当該科目に精通している者</p>

居宅訪問型保育事業者が実施する居宅訪問型保育基礎研修に係る講師基準

科目	講師基準
小児保健Ⅰ	次のいずれかの要件を満たす者 (1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。） (2) 当該科目に関する十分な知識及び経験を有する医師、看護師、保健師 (3) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者 (4) その他当該科目に精通している者
小児保健Ⅱ	(2) 当該科目に関する十分な知識及び経験を有する医師、看護師 (3) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者 (4) その他当該科目に精通している者
心肺蘇生法 【実技】	次のいずれかの要件を満たす者 (1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。） (2) 当該科目に関する十分な知識及び経験を有する医師、看護師 (3) 心肺蘇生やAED、異物除去などについて、講義及び演習を実施できる都内各消防署職員、日本赤十字社指導員等 (4) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者 (5) その他当該科目に精通している者
居宅訪問型保育の保育内容	次のいずれかの要件を満たす者 (1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。） (2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、東京都ベビーシッター利用支援事業において、保育士又は家庭的保育者として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者 (3) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者 (4) その他当該科目に精通している者
居宅訪問型保育における環境整備	次のいずれかの要件を満たす者 (1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。） (2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、東京都ベビーシッター利用支援事業において、保育士又は家庭的保育者として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者 (3) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修・現任研修の講師経験を有する者 (4) その他当該科目に精通している者

居宅訪問型保育事業者が実施する居宅訪問型保育基礎研修に係る講師基準

科目	講師基準
居宅訪問型保育の運営	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。）</p> <p>(2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、東京都ベビーシッター利用支援事業において、保育士又は家庭的保育者として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者</p> <p>(3) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者</p> <p>(4) その他当該科目に精通している者</p>
安全の確保とリスクマネジメント	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。）</p> <p>(2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、東京都ベビーシッター利用支援事業において、保育士又は家庭的保育者として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者</p> <p>(3) 保育所等勤務経験のある看護師</p> <p>(4) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者</p> <p>(5) その他当該科目に精通している者</p>
居宅訪問型保育の職業倫理と配慮事項	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。）</p> <p>(2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、東京都ベビーシッター利用支援事業において、保育士又は家庭的保育者として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者</p> <p>(3) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者</p> <p>(4) その他当該科目に精通している者</p>

居宅訪問型保育事業者が実施する居宅訪問型保育基礎研修に係る講師基準

科目	講師基準
居宅訪問型保育における保護者への対応	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。）</p> <p>(2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、東京都ベビーシッター利用支援事業、地域子育て支援拠点事業において、保育士又は家庭的保育者として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験の有する者であって、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者</p> <p>(3) 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等</p> <p>(4) 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長又は基幹的職員</p> <p>(5) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者</p> <p>(6) その他当該科目に精通している者</p>
子ども虐待	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。）</p> <p>(2) 当該科目に関する十分な知識及び経験を有する臨床心理士、臨床発達心理士</p> <p>(3) 児童相談所、発達障害児（者）支援センター、子供家庭支援センター、保健センター等で3年以上、発達相談対応に係る勤務経験があり、かつ、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験のある者</p> <p>(4) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者</p> <p>(5) その他当該科目に精通している者</p>
特別に配慮を要する子どもへの対応 (0～2歳児)	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。）</p> <p>(2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、東京都ベビーシッター利用支援事業において、保育士又は家庭的保育者として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者</p> <p>(3) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者</p> <p>(4) その他当該科目に精通している者</p>
実践演習Ⅰ	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。）</p> <p>(2) 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業、東京都ベビーシッター利用支援事業において、保育士又は家庭的保育者として3年以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者</p> <p>(3) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者</p> <p>(4) その他当該科目に精通している者</p>

※原則として、「その他当該科目に精通している者」以外の要件を満たす者を講師として申請すること。やむを得ず「その他当該科目に精通している者」を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。